

## 社会福祉法人天心会役員等報酬及び費用弁済規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天心会（以下「天心会」という。）の定款第9条に基づき、業務に従事する役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (意義)

第2条 本規程における役員等報酬とは、天心会が役員等に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

### (報酬)

第3条 役員等の報酬等の額は、別表第1に掲げる額とする。

- 2 一般職員で役員等の職にある者には、支給しない。
- 3 役員等の役員会の出席は費用弁償とする。
- 4 支払方法については、月額支給の場合は職員の例による。又、日額支給の場合は、その都度現金で支給する。

### (費用弁償)

第4条 天心会の役員等が、出張した場合の旅費については、天心会役員旅費規定第4条に定める額の費用を弁償する。

### (協議事項)

第5条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、評議員会で決定するものとする。

### 附則

この規程は、平成20年9月1日より施行する。

一部改正 平成29年4月1日より実施する。

別表第1

区 分	報酬の額	費用弁償の額
理事長	月額 300,000円 賞与は、正職員と 同率とする。	社会福祉法人天心会役員旅費規定 第4条に定める額
理 事	日額 6,700円	同 上
監 事	日額 6,700円	同 上
評 議 員	日額 6,700円	同 上
会計統括責任者	日額 6,700円	同 上